

一般社団法人日本ドラゴンボート協会 2019年度 競技者規定

競技規則

(P1-3 総則、P4 艇の規格、P5-8 運営、P9-12 規定)

競技細則

(P13-P16 舵取り・服装・ペナルティ、安全、海外レース)

パドル・バチ規定 P17-P19

ドーピング規定 P20

発行：一般社団法人日本ドラゴンボート協会

2019年度日本ドラゴンボート協会競技規則

●第1章 総則 (GENERAL REGULATION)

第1条 定義・目的 (Object)

1. 定義：本規則は国際ドラゴンボート連盟（IDBF、以下、IDBFという）の競技規則に準じ、一般社団法人日本ドラゴンボート協会（以下、JDBAという）の行うすべての競技会は本規則による。本規則は、レースが公平に、安全に行われるよう定められたものである。
2. 目的：競技の目的は、明確に規定された、障害のないコースを、最短時間で漕ぎ、着順を競うことである。

第2条 競技会 (Competition)

1. JDBAまたは加盟都道府県協会及びその連合体で組織する大会、選考会、予選会で選手の参加するものを競技会という。
2. 競技会は晴雨にかかわらず行われる。ただし悪天候または、不測の事態により競技委員会が競技開催を不相当と認めるときは、中止、延期または競技種目、競技内容（距離、クルー人数等）変更をすることができる。
3. JDBAの認める公式競技種目は次のとおりである。スタンダード艇（標準艇、22人乗り）とスモール艇（12人乗り）の2種類による3つのケテゴリーと3つの距離によるものとする。
 - a) オープン：200m or 250m、500m、1000m
 - b) 女子：200m or 250m、500m、1000m
 - c) 混合：200m or 250m、500m、1000m
4. JDBAでは、公式競技のほか必要に応じジュニア種目（男女別中学生、小学生）、シニア種目（男女40歳以上とする。年令は、開催年1月1日の満年齢）を開催する。その他、詳細については別に定める。

第3条 競技者（選手）(Competitors)、クルー（チーム）

1. 競技者（選手）

JDBAの選考レースに選手として出場できるのは、JDBAのA団体会員及び、個人会員であること。

また、A団体会員及び、個人会員のみが国内・国際の招待大会に参加する資格を有する。

1. 競技者（選手）とは、本協会に登録された者で、競技会への出場申込書に記載され、その申込カテゴリーに該当した者で、競技会当日に当該のクルー員として参加する者とする。
2. 選手が2年以上外国に居住している場合は、居住している国の代表として参加することができる。
3. 結婚して、その国の国籍を取得した場合は、その国の代表として出場できる。
4. JDBA主催・主管の大会に参加する選手の資格は、下記2項の通り規定する。

2. 年齢

1. 年令の基準日は、全て、当該年の1月1日現在の満年齢とする。
2. 日本選手権大会（オープン種目）、女子種目、混合種目等に参加する選手は、15歳以上でなければならない。
3. ジュニア種目に出場する選手は、18歳以下でなければならない。
 - a. ジュニア種目については高等学校・中学生・小学生の参加別に定める。
シニア種目については、クルー全員が40才以上のチームとする、他は別に定める。

3. クルーの編成

クルーの構成は、下記の通りとする。

スタンダード艇は、（標準艇、22人乗り）は、パドラー20人、ドラマー1人、舵取り（ステアーズマン）1人、補欠2人、監督1人の25人で編成する。

スモール艇（12人乗り）は、パドラー10人、ドラマー1人、舵取り（ステアーズマン）1人、補欠2人、監督1人の15人で編成する。

4. 性別

オープン種目に出場する選手の性別は問わない。

女子種目に出場するクルーの選手は、ドラマー・舵取り（ステアーズマン）を含め全員女子でなければならない。

（但しJDBA主管・主催の大会でのみ有効・その他の大会に於いてはその競技委員会の指示に従う事とする）

男女混合種目に出場する選手は、スタンダード艇は男女いずれか8人以上12人以下のパドラーの乗艇を、スモール艇は男女いずれか4人以上6人未満のパドラーの乗艇を必要とする。

第2条2項により、乗艇人数が変更された場合はこの比率に近い人数に変更する。

5. 所属

1. 選手権種目（オープン種目、女子種目、混合種目等）に出場するチームの選手は、原則として、JDBAの団体会員、個人会員として登録しているクルーメンバーで構成されている必要がある。
2. 当協会が承認した地域代表や選抜クルーも選手権種目に出場できる。
3. 選手は大会期間中、出場登録された以外のクルーに変更若しくは、重複しての出場は許されない。

6. 舵取り（ステアーズマン）Steers manの派遣

1. 当協会は、大会申し込み時点 又は、監督者会議にて舵取り（ステアーズマン）派遣申請のあったチームに対してのみ舵取り（ステアーズマン）を派遣することができる。
2. 自前の舵取り（ステアーズマン）申請があったクルーでも、舵取り委員会及び、競技役員が舵取り（ステアーズマン）が不安定と判断した場合は、強制的に派遣舵取り（ステアーズマン）に交代を命ずる事がある。この処置に不服を申し出ることとはできない。
3. その他のカテゴリーに置いては、準決勝以上に進出したチームへは、舵取り（ステアーズマン）の派遣は行わない。
4. 大会時に常駐する医師により当該チームの舵取り（ステアーズマン）がドクターストップに至たり、その結果交代の舵取り（ステアーズマン）が居ない場合のみ、そのチーム責任者と大会実行委員会又は、競技委員会と協議を行い、舵取り（ステアーズマン）派遣をする場合がある。
この項は、選手権出場クルーにも適用される。
5. 競技会出場申込時より舵取り（ステアーズマン）の派遣依頼があったクルーが、準決勝戦まで進出する事になった場合は、当該クルーから派遣要請があれば競技委員会で協議して決める。
6. 日本選手権に出場するクルーにはこの項目は適用されない。

第4条 主要競技会の申請及び公表、並びに競技会要綱

1. 競技会の開催申請

日本ドラゴンボート協会に所属する加盟都道府県協会が、競技会の開催を希望するときは、少なくとも前年の12月末日までに協会に書面若しくは、電子書面にて申請しなければならない。その場合は、次の条項が含まれるものとする

1. 競技会の名称
2. 主催者名
3. 主管団体名
4. 期日
5. 場所（地図添付）
6. 競技種目
7. その他必要な事項

2. 競技会日程の公示

JDBAは、当年4月末日以前に当該年度の競技会日程を公示するものとする。

1. 競技会の名称
2. 主催者名
3. 主管団体名
4. 期日
5. 場所（地図添付）
6. 競技種目
7. その他必要な事項

3. 競技会要項

要項は、競技会の開始日より少なくとも30日前に加盟都道府県協会宛に送付する。その場合は次の事項が含まれるものとする。

1. 競技会の名称
2. 主催者名、共催名、後援、協賛、協力
3. 主管団体名
4. 期日（日時）
5. 場所（地図添付）
6. 主要競技日程競技種目
7. 競技種目、競技方式
8. 参加資格
9. 参加料
10. 参加申込先
 11. 申込締め切り日
 12. 組み合わせ及び抽選の日時
 13. 監督会議日時
 14. 開会・閉会式、表彰
 15. その他必要な事項

4. 競技会参加申込の〆切

競技会参加の締め切り日は、競技会初日の20日以前にはしてはならない。ただし、競技会の特性により60日前に予備工3トリーを提出させることがある。

●第2章 用艇の種類及び規格 (CLASSES AND BUILDING RULES)

第5条 艇の種類及び規格 (Limitations)

JDBA主催の競技会で使用されるスタンダード艇、スモール艇で、パドル、舵 (ステアー) は、次の条件を備えている必要がある。

1. スタンダード艇 (2人乗り・標準艇)
 - 1.パドラー席は右舷側10人・左舷側10人・ドラマー席1人、舵取り (ステアーズマン) 席1人の計22席が必要。
 - 2.船艇重量は、龍首、龍尾、ドラムを除いた、艇本体重量で348kg以上とする。
 - 3.船艇全長は、龍首、龍尾、ドラムを除いた艇本体のみ全長 (投影図) で1233cm以上1250cm以内とする。
 - 4.船艇最大外幅は、6席目中央付近 (投影図) で114cm以上ステアーを固定する突出部分は除く) とする。但し、JDBAは伝統的な艇を使用しての大会を認めることができる。
2. スモール艇 (12人乗り)
 - 1.パドラー席は右舷側5人・左舷側5人・ドラマー席1人、舵取り (ステアーズマン) 席1人の計12名席が必要。
 - 2.船艇重量は、龍首、龍尾、ドラムを除いた、艇本体のみ重量で150kg以上とする。
 - 3.船艇全長は、龍首、龍尾、ドラムを除いた、艇本体のみ全長 (投影図) で900cm以上とする。
 - 4.船艇最大外幅は、3席目中央付近 (投影図) で98cm以上ステアーを固定する突出部分は除く) とする。但し、JDBAは伝統的な艇を使用しての大会を認めることができる。

第6条 構造 (Construction)

1. 艇の材質は問わない。船体の断面と縦線は凸型で、中斷箇所があってはならない。
2. 選手に有利となるような、外部の物質を艇に付加してはならない。

第7条 貸与艇 (Boat for Rent)

- 1) JDBA主催競技会で使用される艇、パドル、ステアー、ドラム等は (以下、用具という)、実行委員会が用意し、用具は、極力、同一規格 (重さ、長さ、太さ等) になるよう準備される。個人所有の用具 (マイパドル、マイパチ等) に関しては別に定める。
- 2) レースは競技委員会で用意した艇、パドル、ステアー、ドラムでレースを行う。これらの用具は、競技委員会で割り当てる。個人所有の用具に関しては別に定める。
- 3) 各クルーはレース前、割り当てられた用具を、規定時間内に十分に点検する責任を負う。その結果、出艇前にクルーからの申告により、競技委員会がレースに重大な支障があると認めた場合、艇などの用具の変更を認めることがある。変更した用具の再変更は認められない。
- 4) 各クルーはレース前、割り当てられた艇に予備パドルを2本準備する責任を負う。乗艇後パドルの破損によるレース時間遅延は許されない。

第8条 推進方法 (propel)

- 1) パドラーは、大会実行委員会の貸与パドル若しくは、公認マイパドルを使用し、進行方向を向き、座して漕ぐ。パドルは艇に固定してはならない。
- 2) 舵取り (ステアーズマン) は、専ら自艇に与えられたレーン中央の維持に責任を持つ。
- 3) ドラマーは、競技の伝統、推力発揮のため、競技中積極的に連続してドラムをたたかねばならない。また、マイパチを使用する場合は、検定委員の検査を受けなければならない。
- 4) これらに反した場合、失格またはタイムペナルティを課す場合がある。

第9条 破損 (Damage)

- 1) 選手が故意に用具等を破損したと競技委員が判断した場合、実行委員長若しくは、競技役員がレッドカードを発し、当該選手の資格及び、出場停止の処罰を行うと共に、当該のクルーも以後のレース出場を認めない。また、所属するチームには厳重注意を与える。国際大会開催時については、所属国の協会に対し報告する。

第10条 弁償 (Pay for Damage)

- 1) 大会用具を故意に破損した選手のチームは、実行委員会に対し、罰金と修理費または新調費全額を支払わなければならない。
- 2) 罰金は3万円、修理費は実費請求、支払期限は大会終了後1ヶ月以内とする。

第11条 検定 (Boat Control)

JDBAより任命された検定役員が、検艇・パドル検定・マイパチ検定・服装検定等を実施する。主催者は、この目的遂行のため最大の便宜を図る必要がある。

第12条 標識 (Marking signs)

- 1.レーンはパイまたは浮標物で表示されるものとする。
- 2.水路の長さに沿ってのパイ間の距離は100mを越えないものとする。
- 3.スタートライン、ゴールラインのそれぞれの線が、コースの外縁と交わる点の延長上に標識（スリット）を置く。
- 4.スタートラインから100mのコースの外縁地上に標識を設置する。
- 5.最終のパイはゴールラインより2m以上オーバー（進行方向）した地点に設置する。
- 6.これらのパイは、風や波の影響を受けて設定位置から移動する場合があるので風・波の強い時は注意すること。

第13条 水路 (Courses)

1. 1000m以下の競技では、原則直線とし、各レーンは平行とする。また、各レーンの幅は9m以上15m以内とする。水深はコース全域にわたり1.5m以上あることを原則とする。
2. 水路（レーン）は、決勝線に向かって競技本部（審判長）のある側を第1レーンとする。

第14条 艇番号及びIDカード、ゼッケン番号 (Boat and Player's Number)

1. 全ての艇にレーン番号を示す標識板を取り付ける。標識板は横60cm、縦48cm以上の大きさと、見分けやすい色の組み合わせで（黄色地に黒色）レーン番号を記し（文字は33x23cm）、前甲板の中央線上に設置する。
2. 選手は選手権大会では、クルー全員が同じ競技ウェアを着用しなければならない。
3. 選手は乗艇場まで、JDBA発行のIDカードを着用しなければならない。
4. 選手は、実行委員会が提供するゼッケンか、所属チームを表示したゼッケンを胴体の前後に付けなければならない。

第15条 コマーシャルイズム (Commercialism)

JDBAが公認、後援する競技会に参加する選手、役員への遵守すべき項目のうち、広告及びその掲載に関する規定は、「広告規定」および「広告掲載規定」として別に定める。

●第3章 競技の運営 (ORGANIZATION OF THE COMPETITION)

第16条 役員と委員会及び役員の職務 (Duties of the officials)

1. 競技役員

日本ドラゴンボート協会が主催または主管等する競技会には、次の競技役員を置く。

- (1) 競技会会長 (Chief Official)
- (2) 審議委員会委員長 (上訴審判長) ・ 審議委員 (Jury)
- (3) 競技委員会委員長 (Competition Organizer)
- (4) 総務部長 (競技本部長) (Competition Secretary)
- (5) 審判部長 (Chief Umpire)
- (6) 決勝審判 (Finishing Line Judge)
- (7) 計時員 (Timekeeper)
- (8) 写真判定員 (VTR Judge)
- (9) 発艇員 (Starter)
- (10) 整列員 (Aligner)
- (11) 100m審判 (100m. Umpire)
- (12) 水路審判 (Course Umpire)
- (13) 検定・用器具委員 (Measurer)
- (14) 招集員 (Call)
- (15) 配艇員 (Arranger)
- (16) 舵取り委員 (steers man)
- (17) 医事委員 (Medical Official)
- (18) 救助員 (Rescue)
- (19) 羊犬艇員 (Sheep Dog Boat)
- (20) 記録員 (Scorer)
- (21) 式典委員 (Ceremony)
- (22) 放送員 (Announcer)
- (23) 報道員 (Press Official)
- (24) 水路施設員 (setter for course)
- (25) その他競技実施に必要な役員

役員は他の役職を兼ねることができる。また、一部を変更することができる。

(2) から (13) までの審判員は、JDBAの公認審判員とし、その長は上級公認審判員でなければならない。JDBAが主催する競技会の競技役員はJDBA会長が委嘱する。

2. 公認審判員規定

公認審判員規定については別に定める。

3. 舵取り検定委員会

舵取り検定委員会については別に定める。

4. 委員会

1. 審議委員会（上訴審判）（Jury）（以後、審議委員会と言う）

審議委員会は原則として3名で構成する。そのうち、1名は競技会開催都道府県協会に属するものとする。委員の内1名は審議委員会委員長（上訴審判長）となる。委員長は経験豊かなJDBA上級審判員であること。

審議委員会（上訴審判）は次の事項を掌る。

- a. 競技委員会の判定に対する抗議の上訴を受け、競技規則等で判定し得ない事項について判定する。この上訴は、競技委員会が判定し、成績を発表してから15分以内に、書面に所定の供託金を添えたものを受け付けるものとする。
- b. 審議委員会の決定は一番最終である。

2. 競技委員会（Racing committee）

1) 競技委員会の構成

競技委員会は、競技委員長、副委員長、競技委員、総務部長、審判部長、決勝審判長、水路審判長、検定委員長により構成し、競技会を管理し主要事項を審議決定する。委員会の決定は競技規則に基づいて行う。

2) 競技委員会の任務

競技会を組織し、その準備運営を統轄する。

悪天候および不測の事態の場合、競技会の中止、延期または種目変更を行う。

抗議を受け付け、調停する。

競技会中に規則違反のあった場合の失格等に関し判定を行う。

委員会は、規則違反の判定を下す前に、規則違反のあった競技に関係した審判員の意見を聴取する。

また、当該の規則違反の究明を必要とする場合は、担当の他の役員の意見を求めることができる。

5. 役員の職務

（1）競技会会長

競技運営の最高責任者で、規則によって処理し得ない競技会中に発生したあらゆる問題の解決に当たる。不当な行為を冒した選手、競技会役員、選手関係者や観客に対し不適切な言動を行ったものを処分することができる。

（2）審議委員会委員長（上訴審判長・上訴審判）審議委員会

審議委員会委員長（上訴審判長）は、競技委員会の判定に対する抗議の上訴を受け、競技規則等で判定し得ない事項について審議委員会を開催しこれを判定する。この裁定は最終のものである。

（3）競技委員会委員長

委員長は大会期間中、競技運営の全般を統轄し、競技会を管理し、日程通り遅滞なきよう運営する競技全般の一切の責任を負う。また、必要事項を、次の競技開始までに直ちに、関係役員に報告しなければならない。

検定の規程が全参加艇・全参加選手に正確に適用されていることを検定・用器具委員より確認する。

選手の規定違反が判明したとき、また違反の抗議を受けたときは、競技委員を招集し、ペナルティや失格などの判定を行う。

（4）競技本部長（総務部長）

総務部の業務の一切を統括するが、その他、他の部署で処理しえない事項も担当する。

競技全般の業務（組み合わせ、抽選、レースの円滑な運営の中核、レース中の事故等の対応、監督会議、成績発表等）一切を統括する。

組み合わせ表・審判長からの競技記録表の作成、競技委員長の指示する部署への配布、掲示及び整理、管理を行う。

（5）審判長

審判に関する一切を統括する

レース成立、再レースに関する権限を有す

順位、タイムと積極的な打鼓の最終決定をする

選手の失格処分に関しては競技委員会（上訴審判）に、上申する。

決勝審判員から審判用紙を受け取り、確認の後競技委員長に提出する

（6）決勝審判

順位の判定をする

計時員の整理した記録、順位を確認し、審判長に回送する

(7) 計時員

1. 決勝線通過のタイムを計測する
2. 審判用紙を決勝審判長に回送する

(8) 写真判定員

決勝線通過付近の全艇の記録を撮影し、着順判定の補助をする。

(9) 発艇員(スターター)

1. 選手を確認し、発艇の合図等全任務を負う。
2. 審判部長、決勝審判員および計時員と競技上の連絡を行う。
3. 発艇に属する規則の遵守を監視する。不正発生の場合、再度発艇を行う。
4. 発艇補助員の指導を行う。

(10) 整列員(アライナー)

1. 決められた時間までに選手のコールを行う
2. 艇番(レーン番号)、ゼッケン、ユニフォームを確認する。
3. 艇首(龍頭)を発艇線にそろえ終わると白旗をあげる
4. 決勝審判員、発艇員および配艇員と競技上の連絡を行う。
5. 整列補助員の指導を行う。

(11) 100m審判員

発艇後100m以内で「水路妨害」「衝突」「転覆」が発生した時は、発艇員、水路審判、選手に赤旗を表示し、無事全艇通過後は白旗をあげる。水路審判の確認後旗を降ろす。

(12) 水路審判員

1. 競技中に規則が遵守されているかを監視する。
2. 100m地点までは100m審判と協力し、「水路妨害」「衝突」「転覆」等を監視し、100地点までに「水路妨害」「衝突」「転覆」があった場合は「赤旗」を上げ全艇停船させ再レースの通告を行いスタート地点に戻るよう指示する。
3. 100m地点まで問題なく通過した場合は、「白旗」を上げる。以後は規則の遵守(積極的な打鼓も含む)を監視する。
4. 100m地点からゴール地点までに規則違反があれば、審判長に「赤旗」を振って合図し、レース終了後 審判長に状況を報告しなければならない。
5. 100m地点からゴール地点まで追従し、全艇規則違反が無ければ「白旗」で合図する。審判長の確認をもって旗を降ろす。
6. 競技中、水路審判員はいかなる妨害も受けない。
7. 審判艇には、審判員、安全委員、運転手以外の同乗を許さない。
8. レース中のクルーに衝突等により沈する事故が発生した場合は、同乗若しくは、監視艇に乗艇している安全委員と協力しそのクルーに適切な指示を与えクルーの救助を行う。
9. 安全委員より先に事故艇に到着した場合は、安全委員に代わり事故クルーへの適切な指示と救助を開始する。

(13) 検定委員

1. 競技参加の全艇の規格検艇、性能や安全装備等の確認と・パドル検定・服装検定等を行い違反の有無を確認する。また、マイパドル、マイバチ等の申請があれば、予選終了まで受け付ける。

(14) 招集員

1. レースに備え、各チーム当該大会選手登録簿と選手のIDカードの照会(資格審査)を行い招集場所に待機させる。

なお、選手登録簿に記載が無い選手の乗艇は一切認めない。

その結果、乗艇クルーの減員が発生しても、当該競技会の競技規則の乗艇人数がそろえば競技に参加できる。但し、その乗艇人員数が不足した場合は失格となり出場できない。出場できない場合の責任はそのチームにある。

2. 服装、安全装備、手袋、履き物、敷物、マイパドル、マイバチ、飲酒、喫煙等の検査も行う。
3. 選手招集場所には、招集開始が始まったチームのクルー選手以外の上場を禁止する。

(15) 配艇員

1. 組み合わせに沿った配艇計画を作成する。
2. 艇番等を組み合わせ表に照合し、各チームに公平な艇の配分をする。
3. パドル、予備パドル、スチャーズ等、競技上必要な備品の配布を公平に行う。

(16) 舵取り委員(steers man)

1. 舵取り(ステアーズマン)派遣要請クルーの舵取り(ステアーズマン)を担う。
2. 自前舵取り(ステアーズマン)のクルーが、スタート地点に向かうまでに不安定な未熟者が操舵をしていないかの監視も行い、舵取り(ステアーズマン)交代の必要があるかの判定を行う。
3. 万が一、②に該当する舵取り(ステアーズマン)が操舵している場合は、緊急に舵取り(ステアーズマン)の交代を通告し、舵取り委員が交代し舵取り(ステアーズマン)を行う。

(17) 医事委員

1. 競技期間中の疾病、傷病等の発生をおさえるための医事計画をたてる。
2. 負傷・発病に際しては、応急の処置をするとともに、医療機関に移送する。
3. 負傷・発病者が発生し、以後の乗艇が不可能と判断した場合は、所属クルーに当該者の乗艇禁止指示を行う。
4. 参加選手のドーピング等検査を行う。ドーピング規定については別に定める。
5. 気候、天候が選手の安全上、問題のある場合は、競技委員会にこれを連絡し、選手に注意喚起する。

(18) 救助員・安全委員

1. コース内要所に位置し、事故や落下物に備え、常に安全に対する監視を怠らない。
2. 救助は人命第一とする
3. 係員以外の乗艇を一切禁ずる。

(19) 羊犬艇員（シーブドッグ艇＝モーターボート）

1. レース運営の円滑を計るため、レース終了後の各艇を、速やかに安全に乗艇場へ導く。
2. 審判長の指示により、前方から水路審判の補助を行う。
3. 事故発生時には救助の役割をする。

(20) 記録員

1. 審判部長から回付された審判用紙に、競技委員長（競技本部長）の確認を受け、成績表を作成する
2. 成績表に競技委員長（競技本部長）、審判部長の確認を受ける。
3. 成績表を印刷し、決められた部署に配布する。
4. 組み合わせ表を作成し、競技委員長（競技本部長）の確認を受ける。
5. 組み合わせ表を印刷し、決められた部署に配布する。
6. 記録の整理及び保管を行う。

(21) 式典委員

1. 式典要領の立案及び開会式・閉会式・表彰式の実施に当たる。
2. 種目別に賞状等を作成・準備する
3. 来賓、競技会役員を把握し、整列させる。
4. 放送員と連携を密にし、業務の円滑化を図る。

(22) 放送員

1. 会場内の放送設備を把握し、音量・音質のテスト、マイク、スピーカーの位置を確認する。
2. 式典委員との連携を密にし、放送業務全般を行う。
3. 緊急の場合は、競技本部、救護員と連携し、レースの中断のアナウンスを行う。

(23) 報道員

1. 報道関係者に対する渉外及び記録結果を知らせる。

(24) 水路施設員

1. 競技会開始までに、必要な施設を完備する。
2. 競技会中は、コース内の施設を保守管理し、必要に応じ、審判部長、競技役員からの指示により、修理、調整する。
3. 競技開始前及びレース中、適宜コースの巡視点検を行う。
4. 浮遊物、障害物等を除去し、常に良好なコースコンディションづくりに努める。

(25) レースディレクター (Race Director)

1. 実行委員会役員で、競技委員会と主催者、共催者、協賛者等との調整をはかり、競技運営の円滑をはかる。

第17条 競技会案内状【Invitations】

各種競技会の案内状には以下の内容を記載すること

1. 競技会の名称
2. 主催者名
3. 主管団体名
4. 期日と場所
5. コースの状況
6. 競技種目
7. 参加料
8. 参加申込先
9. 参加申込締め切り日
10. その他必要な事項

第18条 参加申し込み【Entries】

競技会の参加申し込みは、所定の申込用紙で、締め切り期日までに、申し込むものとする。

- 1 参加チームは、各大会の要項に従って申し込まなければならない。
- 2 申し込みは必要事項を記入のうえ、ファクシミリ等での申し込みも受理する。ただし、ファクシミリ等での申し込みの時は、発信後直ちに、申込先に着信状況を確認することとし、確認後直ちに、申し込み原本を送付すること。内容が一致しないときは、申し込み原表が優先する。ファクシミリ等には電子メールも含む。
- 3 締め切り期日に遅れた参加申し込み、及び参加料の払い込みのないものは、受理しない。
- 4 参加申し込みする際、選手の名前、性別など記入し、申込後はこれを変更してはならない。但し、申込から大会までの間に出場予定者に事故など不測の事態が発生し、大会出場が出来ない場合は、その選手の交代員を監督会議までに書面により申し入れ、変更することが出来るものとする。

第19条 参加申し込みの承認とプログラム (Acceptance of entries and program)

参加申し込み受理の回答は、参加料の領収書をもって行う。

第20条 監督会議 (Instructions for competitors)

各チームの監督（代表者）は、競技開始の5時間前までに、印刷物または口頭により、次の事項の指示を受けるものとする。

- 1 水路及びその標識の詳細
- 2 発艇時刻
- 3 スタートライン
- 4 ゴールライン
- 5 レース番号
- 6 その他必要な事項

第21条 抗議 (Protest)

- 1 選手の出場資格に関する抗議は、その日の、競技開始1時間前までに、競技委員会委員長に対して行う。
- 2 競技結果に対する抗議は、競技委員会委員長に対して、キャプテンまたは監督が文書をもって行う。
- 3 競技結果に不服があるときは、キャプテンまたは監督が文書でもって、成績発表後15分以内に競技委員会委員長宛抗議することができる。抗議は全て文書をもって行われ、供託金3万円を添えるものとする。この供託金は、抗議が成立した場合は返金する。
- 4 競技委員会は抗議を受けた場合、審判長を中心にレース結果を精査し、できるだけ早く回答する責任を有する。

第22条 提訴 (Appeals)

- 1 競技委員会の判定に対する抗議は、監督がレース結果の決定通知を受けてから20分以内に、審議委員会委員長宛（上訴審判）に行うものとする。その必要事項は前条3項に順次、さらに供託金を必要とする。
- 2 審議委員会の決定は一番最終である。

●第4章 競技規定 RACING REGULATION

第23条 失格 (Disqualifications)

- 1 JDBAの登録団体の一員若しくは、多数が、当該競技会期間中若しくは、前後の期間に本協会と競技会の品格を汚す言動や不正な行為を犯した場合、競技規則を守らない場合、もしくは競技規則の榮譽ある主旨を無視する場合には、ペナルティカード(イエロー、レッド)、失格、退場、除名等の処分を行うことがある。
- 2 競技中に外的な援助、水路に沿っての他艇の随行伴走（コースの外側も含む）、水路内に物を投げ込む ことによる援助または妨害は禁止する。このような行為は全て関係チーム、クルー、選手を当該競技会 期間中、失格とする。
- 3 競技中に落水した場合、落水の選手が外的援助（クルーなら可）なしに艇に乗り込むことができなければ失格とする。ただし、予選において、転覆、落水、レーンアウトであっても水路審判員が承認した場合で、上位に進出できる範囲で、その種目の敗者復活戦、準決勝に出場させることができる。
- 4 競技中、ゴール前等で、故意に減速し、順位調節をしようとしたクルーは、当該レースの最下位とする。
- 5 出場登録した選手以外の乗艇が発見されたクルーは、失格とし以後のレースに出場出来ない。
- 6 レースに乗艇中のクルーは、ドラマーが叩くドラム以外の鳴り物を鳴らす事は禁じられる。これに違反した場合は失格とする。

第24条 予選及び決勝 (Heats and Finals)

- 1 競技は最少3艇以上の参加がなければ成立しない。
- 2 予選の組み合わせは抽選による。抽選の際、各組の出場数の差が、2艇以上にならないものとする。各組の出場数が異なる場合は、初めの組の出場数を多くする。
- 3 予選及び決勝は同一コースで行うものとする。
- 4 予選以降の進出は、着順を優先し、タイムは参考とする。
- 5 1000m以下の競技においては、予選、敗者復活戦、準決勝、決勝に進出するチームの競技間隔は、原則として、チームの直前の試合より30分以上おかねばならない。
- 6 予選以降のレーン分けは、競技委員会によって決められる。

第25条 発艇 (Start)

- 1 レーンは、決勝線に向かって競技本部（審判長）のある側を第1レーンとする。
- 2 予選を必要とする競技種目のレーンは、抽選によって決定する。決められたレーンの変更は許されない。
- 3 選手は競技プログラムに明示された時間に、発艇地点に待機していなければならない。故意にフライングまたはレースを延滞したと判断したチームには、警告し失格とする場合がある。
- 4 発艇員は、「Attention Go!」の拡声器の音声により合図すると共に大旗のうち下ろしで発艇の合図を行う。この拡声器による音声をピストルによる発砲「号砲」に代えることができる。
- 5 選手が「Go!」の前にパドリングを始めた場合、フライングをしたとみなす。発艇員は直ちにフライングをしたチームに警告を与え、再度スタート行う。再度の発艇でフライングがあってもレースを進行させる。再度の発艇でフライングを行ったチームは、当該レースの最下位とする。このクレーが完漕しない場合は失格となり、以後のレースに出場できない。
- 6 気象状況により、発艇員の指示で艇を安定させるため、スタートの直前まで前2列のクレーにパドリングを指示する場合がある。
- 7 ドラマーは、「ATTENTION」「Go!」の発艇合図まで、1本のバチをドラムの上に接触し、発艇合図の「Go!」を待つ事。「Go!」の前にバチを上段に構えてスタートした場合は、フライングと判断する。
- 8 発艇の合図を待つクレーは、発艇員の「ATTENTION」の音が聞こえたら、静止し他クールの集中力を徐がないように静かに「GO」の合図を待つこと。発艇員の合図と紛らわしいクレーの勝手な発声を禁止する。
- 9 風や波によりスタート準備が出来なかった場合は、ドラマーが両手若しくは、片手を高く上げ左右に大きく振り発艇員に合図すること。

第26条 構成 (Crew member)

- 1 レースに出場するクレーは、スタンダード艇では、パドラー20人、ドラマー1人、舵取りスチャーズマン1人の22人で構成する。また、スモール艇では、パドラー10人、ドラマー1人、舵取り（ステアーズマン）1人の12人で構成する
- 2 欠員のある場合、スタンダード艇では、ドラマー1人、舵取り（ステアーズマン）1人を含め18人以上、スモール艇では、パドラー8人、ドラマー1人、舵取り（ステアーズマン）1人を含め10人以上でなければならない。また、スタートからゴールまで同編成の人数でなければならない。
- 3 乗艇できる選手は、大会参加に登録されたクレーメンバーに限られる。
- 4 第2条の2により、競技委員会は天候の異変や不慮の事故等によりクレーの編成を変えることができる。

第27条 タイムスケジュール (Schedule)

- 1 各クレーは、レース進行の時間厳守に最大の協力が必要である。競技委員・召集員の指示に遅れた場合はコールアウトとし、失格となる。
- 2 レース出場クレーは、レース30分前までに、招集場所に集まり、指示により、15分前までに乗船を完了、直ちに上艇水路（スタート地点への水路）に移動しなければならない。
- 3 レース10分前になると、スタート待機ゾーンに入り、整列員の指示を受ける。スタート5分前には、スタート位置に着き、スタートの合図を待つ。
- 4 発艇時フライングのあった場合、再度発艇を行う。各クレーは直ちに発艇位置に戻らねばならない。
- 5 ゴール終了後は、羊犬艇の指示や他艇の進行に充分注意し、乗艇場に接岸する。ポンツーンへの乗り継ぎは、競技委員の指示に従い、速やかに行う。

第28条 事故 (Accident)

- 1 スタートラインから100m以内で、衝突、転覆、水路妨害等の事故があったときは、再レースを行うことがある。
- 2 100m地点を越えて衝突、転覆、水路妨害、コースアウト等が起き、失格クルーが複数出現し、クルーの順位を決める必要が生じた場合は、当該クルー間で再レースを行う場合がある。
- 3 発艇後、100mを越えて衝突があった場合、その原因を起こしたクルーは失格とする。それにより、やむを得ずレーンを外れたクルーの責任は問われない。この項は、全艇ゴール後にも適用される。(32条4参照)
- 4 再レースを行う場合、次レースとの競技時間を配慮し、発艇時間は競技委員会で決める。再レースの場合、レーンを変更しないが、使用する艇、パドル、スチャーズが変更になる場合がある。参加全クルーはこの条件を受け入れなければならない。
- 5 ゴール終了後は、羊犬艇の指示や他艇の進行に充分注意し、乗艇場に接岸する。下船は、競技委員の指示に従い、速やかに行う。

第29条【順位、記録】 (Placing)

審判団が下した順位と記録は最終のものである。参加クルーは、艇(龍首、龍尾を含む)、パドル、ステアー、ドラム等の用具破損を理由に、レース結果に変更を求めることはできない。また、コース条件及びコース中に、たまたま実行委員会の責任外の浮遊物等があって、その結果に影響を受けたとしても、レースの結果は変更されない。

第30条 中断 (Interruptions)

水路審判は、不測の事態が生じた場合は、正規に発艇した競技を中断させることができる。選手は直ちにパドルングを中止し、次の指示を待たねばならない。

第31条 衝突および破損 (Collision or damage)

- 1 他艇に追突した艇は失格とする。
- 2 事故を故意に起こしたクルーに対し、競技委員会は、当該クルーを同レースの失格処分にすることができる。また、きわめて悪質のときは、競技委員会は、当該クルーを以後のレース出場を認めない。
- 3 競技中、最初にコース侵害を行い、他クルーのレースに影響を与えたクルーは、当該レースで失格とする場合がある。但し、他のクルーに影響がなく、競技委員の注意で元に戻し完漕したときは、注意処分にとどめる場合もある。一方、他のクルーのコース侵害を受け、やむを得ず、自らもコースをそれて、他のレーンへ進入したクルーの責任は問われない。
- 4 コースを著しく逸脱したクルー及び、衝突する虞れのあるクルーは、停船する事。水路審判艇の指示を待って元のコースに戻りレース続行にて完漕する事。

第32条 決勝 (Finish)

- 1 ゴールとは、選手の乗った艇の艇首(龍首の最先端)がゴールライン(スリットライン)を通過した時。
- 2 同着とは、写真判定においても2艇またそれ以上の艇が同時にゴールラインに入った場合、これらを同着とし、次着を欠番とする。
- 3 次レース進出決定レースにおいて、同着順位があった場合、次の規則を適用する。
次レースにおいて、レーンの確保ができる場合は、抽選でレース順を決める。
次レースにおいて、レーンを確保できない場合は、くじ引きで順位を決める。
- 4 全艇の船尾がゴールラインを通過し、安全に乗艇場へ接岸できると審判長が判断した時、レースが成立したとみなさる

第33条 報告 (Information)

- 1 JDBAの主催、主管する競技会終了後、所属主管協会は競技成績結果の印刷物を3部若しくは、電子記録にて1週間以内に日本ドラゴンボート協会に報告するものとする。
- 2 JDBAの後援を受けた競技会は、大会終了後直ちに、競技成績結果の印刷物若しくは電子記録でもってJDBAへ報告するものとする。
- 3 各都道府県協会は、開催する競技会計画を、当該年2月末日までに、第4条1の様式で協会へ提出するものとする。

第34条 安全対策 (Safety measures)

- 1 艇には浮力体を装備し、**全員フローティングベストを着用(追記)**しなければならない。
- 2 レースに出場する選手は、レース時の服装で100m以上の泳力を必要とする。
- 3 ジュニア種目に出場する選手は、常時フローティングベストを着用しなければならない。
- 4 チーム安全管理者(代表、監督、主将)は、本条2、に留意し、実行委員会に責任を持つ旨を誓約しなければならない(監督会議時に誓約書を提出しなければならない)。
艇が事故等により転覆した場合、選手は艇のそばを離れず、パドルを離さないよう気をつけ、救命艇を待つこと。その指示もクルーの安全主任(舵取り、ドラマー)が責任を持って行わなければならない。

5 フローティングベストとは、常時7kg以上の浮力があり小型船舶用救命胴衣の基準を満たしているものとする。使用基準として、浮力は、7kgs以上のフローティングベストしか使用してはならない。格納型(自動膨張式・手動膨張式)の使用は認める。ウエストベルト式のフローティングベストの使用は一切認めない。

着用義務に反するチームは、そのレースの最下位となる場合がある。

6 競技に出場する選手は、酒気帯びによる乗艇を禁止する。同日開始前から競技終了まで飲酒は厳禁とする。また、クルーの一人が飲酒した場合も、当該チームは失格となる。

第35条 免責 (Exemption from responsibility)

1 大会の主催者及び後援、主管、これらを代表する実行委員会、協賛、協力の団体は、参加クルーに対し、応急手当以上の責任は負わない。

2 監督、主将は、自チーム選手の健康管理に留意するとともに、心臓疾患など内在的な既往症にも注意し、選手全員が事前に医師の診断を受ける責任を負う。

第36条 指指令 (Command)

競技会会長が、参加クルーの安全と事故防止を最優先と判断して緊急指令を下した場合、全役員、選手はその指示に服し、大会運営や競技内容の変更に同意しなければならない。

第37条 表彰 (Honor)

IDBFの規約に準じ、別に定める。

第38条 ドーピング (麻薬・興奮剤の投与) 規程と制裁処置

1 ドーピング (麻薬・興奮剤の投与) を禁止し、選手に対して、医薬品についての管理や検査に応ずることを義務づける。

2 次に示すドーピングの行為、不正に関与することを禁止する。WADA、JADA、国際オリンピック委員会、医事委員会によって禁止されている製品もしくは物質の製造、抽出、変形、調整、貯蔵、発送、輸入、輸出、移動、有料もしくは無料で提供、配布、販売、交換、仲介の引き受け、何らかの形で供与、処方、商品化、譲渡、譲り受け、所有、保持、購買もしくはその他の形で取得などを行ったもの全てを対象とする。

3 規程を冒した場合に適用される制裁処置は、(財)日本オリンピック委員会及び国際オリンピック委員会「医事規定」を適用する。

4 ドーピング検査は、競技中、競技外に問わず随時実施する事が出来る。

付則

昭和63年7月23日 日本龍舟協会総会において承認。即日発効。

平成13年9月30日 一部改訂

平成14年1月25日 一部改訂

平成14年8月18日 一部改訂

平成18年11月25日 一部改訂 (常務理事会承認)

平成24年7月14日 一部改訂

平成26年12月14日 一部改訂 (理事会承認)

用語の概念 (規程)

1 実行委員会とは、競技会を主宰する団体の総称

2 競技委員会とは、実行委員会より、競技会運営の委嘱を受けた専門委員会

3 競技者 (選手) とは、競技会の目的に沿って競技会に参加する個人や団体

4 チームとは、競技会に参加するため登録したメンバーの総称 (通常25人、または15人) 但し: IDBFでは、日本代表を示す (オープン代表、女子代表、混合代表) の総称。

5 クルーとは、登録メンバーの内、レースに出場する乗艇メンバー (22人または12人) をいう。

6 コースとは、競技を運営する地域全般を指し、競技役員や選手等がレース遂行に専有する水路

7 レーンとは、競技に出場するクルーに、規程の標識で区画された水路の一部を専用として割り当てられた水路。

日本ドラゴンボート協会細則

本細則は、日本ドラゴンボート協会競技規則における、総則 第16条の規程により、本協会の運営を円滑に行うための必要な細部の規則・規程を定めるものである。細則は、常務理事会において検討制定し即日発効する。

●第1章 舵取り（ステアーズマン）認定制度

目的と意義

ドラゴンボートの操舵技術は、各種大会・イベント時の事故防止(安全確保)と円滑な運営に必要な不可欠であり、また競技力向上の上でも重要である。このため認定制度を定める。

第1条

日本ドラゴンボート協会が主催する「認定研修会」の受講と「バッチテスト」に合格した者に「日本ドラゴンボート協会公認舵取り(ステアーズマン)認定証」(以下「公認舵取り者(ステアーズマン)」と称する)を発行する。

第2条

認定ランクは、「指導員」「1級」「2級」の3段階に分ける。

指導員：選手権をはじめ各大会の舵要員(ステアーズマン)となり、舵要員(ステアーズマン)の指導と舵検定業務を行う。

1級：検定の合格者、選手権をはじめ各大会・イベント時の舵要員(ステアーズマン)として乗艇できる。

2級：練習艇の舵取り(ステアーズマン)は可能と判定された者。

第3条 検定の内容

1) 認定研修会 基本操作の解説

航行ルール 安全の心得

2) バッチテスト

離岸・着岸

危険回避・緊急対応(衝突回避・引き波回避、パドルでの舵取)

その場回航・ホバーリング

クルーへの指示

直進技能

係留・ロープワーク(スローロープ・舳い・巻き・クリート・一重)

安全監視・航行ルール

口答質問

第4条

「公認舵取り者(ステアーズマン)」の「指導員」及び「1級」の認定証を所持する者のみが選手権大会及び、各大会・イベントでの舵取り委員会の舵要員(ステアーズマン)として任務に就き、舵取り(ステアーズマン)派遣要請のあるクルーに乗艇し操舵できる。

第5条

選手権大会は元より、各大会、イベントで舵取り(ステアーズマン)として乗艇する場合は、「指導員」及び「1級」の認定証を所持していなければならない。

第6条

「日本ドラゴンボート協会」公認団体会員として団体登録するときは、本制度の「指導員」あるいは「1級」の「公認舵取り者(ステアーズマン)認定証」を所持する舵取りが1名以上いなくてはならない。なお、選手権大会に出場する場合は、公認舵取り者(ステアーズマン)認定証所持者を舵取り(ステアーズマン)要員として登録し、且つ、舵取り(ステアーズマン)として乗艇しなければならない。

第7条

「2級」認定証所持者は、自チームの練習会での舵取り(ステアーズマン)練習をする事が出来る。但し、乗艇する場合には、公認舵取り者(ステアーズマン)認定証所持者の指導の元に舵取り(ステアーズマン)練習をすることを推奨する。

第8条

本制度は、2008年度より実施する。但し、2007年度については準備段階として、体制が整うまで従前通りの取り扱いとする。本章の詳細については別途規定する。

●第2章 マイパドル規定

日本ドラゴンボート協会競技規則 第7条1)の「本協会公認の自己パドル等の使用を許可する」の項についての細則を定める。

第1条

JDBA主管・主催・後援の競技会・イベント大会に於いて自己所有のパドルを使用する者はJDBAのパドル検定を受け認定証を発行された物のみを使用できる。

第2条

認定期間は、無期限とし、検定申請時に所定の検定料を支払わなければならない。尚、この検定料は改訂される場合がある。

第3条

パドルの規格に関しては、別途 本協会検定委員会が交付発行するパドル規定書に基づく。

第4条

IDBF、ADBf及び、その傘下加盟団体が行う大会におけるパドル規定に関しては、その大会における競技団体の規定に従う事。この件に関しJDBAは一切関与しない。

●第3章 競技服装規程

第1条 目的

競技を安全に遂行するため、日本ドラゴンボート協会が主催・主幹・後援する大会における競技服装の規程を定める。

第2条 競技専用衣類

JDBA主管・主催・後援の競技会・イベント大会に於いて自己所有のパドルを使用する者はJDBAのパドル検定を受け認定証を発行された物のみを使用できる。

水上競技 及びそれに準ずる専用衣類 又は 運動目的専用に製造された衣服類(ラッシュガード、スパッツ等)を着用しての乗艇については、競技専用ウェアで有っても、フローティングベストの着用を義務づける。

第3条 通常衣類

日常的に街中で着ても問題の無い服を着用しての乗艇の場合においては、以下の通りとする。

「肘」・「膝」が完全に露出する衣類を着用しての乗艇を推奨する。

手・指を保護するための用具(艇の改変や装着に特に時間を要しない、他の競技者に影響を及ぼさない敷物、ゴムなどで補強された手袋)、靴底の平らなマリンスューズの使用は認める。また、パドル規定の範囲内でグリップの破損防止、手・指を保護するために加工された保護チューブを認める。

第4条 厳守

第2条、第3条の規程に従わない者の乗艇は認められない。

尚、それにより発生する、クルーの減少に関してJDBAはその責任を負わない。

●第4章 ペナルティカード規程

健康的な競技としてスポーツマンシップ及び、ドラゴンボート選手としての品格を逸脱しない旨を確定するためにこの条項を定める。

第1条 暴言・暴行・器物破損・犯罪行為

競技会の前後に関わらず、当該競技会に関して暴言・暴行・器物破損・犯罪行為などを行った場合は、イエローカード及びレッドカードを発し、個人の行為であっても所属チーム全体の責任として、失格、退場、除名等の処罰を行うことがある。また、事案により当該チーム員への出場停止などの制裁処置を指示する場合もある。

第2条 ペナルティカード

大会実行委員長若しくは、競技役員が、暴言・暴行・器物破損・犯罪行為などを行った者を発見した場合は大会競技委員長に報告し、大会競技委員長は、その状況と度合いにより、イエローカード又は、レッドカードを発する。

第3条 レッドカード

レッドカードは、第1条に規定する行為及びそれに類する危険な行為などに発する。レッドカード一枚で第1条の処罰の対象となる。

第4条 イエローカード

大イエローカードは、競技規則などの重大違反及び品格を逸脱した行為などに発する。同一チーム内でイエローカードが2枚貯まれば、第1条の処罰の対象となる。

第5条 制裁処置

大会実行委員長は、事案により、競技途中であっても即時失格、や即時退場などの処罰を当該チーム及び、当該個人に対し申し渡す事がある。

第6条 事後調査

悪質な事案については、大会実行委員長又は、協会理事長が後日に当事者チーム代表若しくは当事者を呼び出し(両方の場合もある)事後調査を行なった後に懲罰委員会を開催して罰則を検討し、処罰内容を言い渡す事がある。また、悪質な違反行為が累積した場合はその内容により応分の処罰を科す。

第7条 除名処分

除名処分は、当該チーム若しくは、当該者個人が対象となる。この場合は、JDBAの関係する競技会及び、イベントや練習会等に一切参加できない。

第8条 名誉回復

名誉回復については、当該事例への反省とスポーツマンシップの重要性が確認できた時に認められる。

●第5章 安全規定

第1条 チーム安全管理者とクルー安全主任の任務と責任

競技会に出場するチームは、チーム安全管理者として、当該チームの代表、監督、主将が責任を持つ。また、そのクルーの安全主任者は、ドラマーと舵取りの2名が責任を持つ。

各チーム管理者とクルー安全主任（ドラマーと舵取りの2名）は、以下の任務を遂行しなくてはならない。

クルー安全主任は、艇が事故に遭遇し転覆した場合、選手が艇のそばを離れず、パドルを離さず、艇から手を離さず持って救命艇の到着を待つ様に指示をする事。

クルー安全主任は、乗艇時に救助用ロープの有無及び位置（パディシステム5・10）を確認する。

クルー安全主任は、リーダーとして危機に直面しているクルーの救助を行う。

クルー安全主任は、落水事故が発生した場合は、救助用ロープの使用指示を行う。

チーム安全管理者とクルー安全主任は、クルー全員に競技前から競技出場が終了するまで飲酒の禁止を指示しなければならない。

第2条 落水・転覆時の対応

艇から落水者が発生したクルーは、直ちに停艇させなくてはならない。同時にクルー安全主任は危機に直面している落水者の救助行動を行わなければならない。

落水者は自艇に戻り負傷の有無を確認、審判員の指示にてレースを続行することが出来る。

他艇との接触により落水者が発生した場合、直ちに停艇させ事故発生関係クルー安全主任は直ちに救助行動を行わなければならない。

上記行動を直ちに行わなかったチームは失格とする。

落水者が自艇に戻り負傷の有無を確認、接触関係チームは審判員の指示にてレースを続行することが出来る。

第3条 緊急時の合図

緊急合図、乗艇中クルー内に負傷者及び傷病者が発生した場合、クルーの多数がパドルを垂直に掲げる。

審判艇からの停艇合図は、ホイッスル若しくはエアホーンで行う。

第4条 競技役員からの指示

如何なる場合においても、競技役員からの指示があればそれに従わなくてはならない。

●第6章 海外・国内招待レース参加規定

総則第15条の規定により実施要項を定める

第1条 海外及び、国内の招待状の管理

JDBA、IDBF並びにADBFが管轄する海外及び、国内におけるドラゴンボート大会への公式招待状の窓口は、本協会が全て取り扱うものとする。本協会の会員は、海外におけるいかなる大会にも本協会の常務理事会の承認無しに参加することは出来ない。本条に違反した会員は、その後1年間日本国内におけるいかなる公式大会へも参加できないものとする。

第2条 招待レースへの出場資格

JDBA、IDBF並びにADBFが管轄する国内外の選手権レースや招待市民レースへの出場資格は、本協会のA団体会員と個人会員として登録している者だけがその資格を有す。且つ、選手権レースには、本協会主催の日本選手権大会にて代表権を獲得したチーム及び、オールジャパン強化選手として登録された会員が参加資格を所有する。

第3条 海外大会派遣団の結成と管理

本協会に届いた、招待状に基づき常務理事会にて派遣を決定する。

派遣決定されれば、招待状に基づき選手団を引率する責任者を常務理事会で決定する。

選手団の派遣にあたり、選手団引率に決定された役員代表は、派遣に要する費用の予算書を常務理事会に報告すると共に、本協会会計と相談し、本協会の会計事情に照らし合わせて出費可能総額を設定する事とする。

本協会財政事情により同行役員の一部自己負担とする場合もある。

派遣終了後(帰国後)に当該派遣費用としての収支報告を行う事とする。

第4条 海外大会への参加

IDBF並びにADBFが管轄する、世界選手権大会、アジア選手権大会などのレースについては、本協会主催の日本選手権大会にて、各カテゴリーで優秀な成績を収めたチームに対し、常務理事会が当該チームに派遣チームとして資格を与えるものとする。

項の派遣資格チームが、何らかのチーム事情から派遣要請を辞退した場合、常務理事会は、次点チームの派遣について審議を行い承認されれば次点チームを派遣する。

当初の派遣対象チームが派遣を辞退した場合は、当年度の他の派遣対象から外れる。

本協会常務理事会が、①の選手団以外にオールジャパンチーム選手団の派遣を決定した場合は、日本選手権大会においてオールジャパン強化選手として認定された選手の中から選手団を結成して派遣する。

海外派遣チームにおいて、諸般の事情により派遣選手の不足が生じた場合は、本協会にその旨の報告を義務づける。本協会は、その報告に基づき不足する選手数に見合う人員をオールジャパン強化選手の中から選び、当該派遣チームの補充選手として派遣する。

オールジャパン強化選手は、本協会から派遣要請があれば積極的に参加しなければならない。

第5条 海外大会の報告

海外大会から帰国したクルー及び、参加メンバーはその大会に派遣されて得た技術などの情報を協会事務局にレポートして報告しなければならない。

附 則 1. この細則は、2006年11月25日から施行する。

2. 平成24年7月14日 一部改訂

マイパドル規定

JDBAマイパドル規定解説図

ブレードの形状に関して

ブレードの形状に関して日本ドラゴンボート協会の主管・後援の大会で使用出来るパドルは下記写真（A）～（E）までの形状の物及びこれに準ずるJDBAパドル検定を通過したパドルに限る。

写真に関係無く、製造メーカーに関しては一切 問わない。ブレードへの後加工は認めない。



- (A) JDBAが大会にて提供するパドル
- (B)～(E)：マイパドル
- (B)：フル・カーボン
- (C)：木製パドル
- (D)：木製パドルでカーボンシャフト
- (E)：木製パドル下記を参照

パドルのサイズと形状に関して

日本ドラゴンボート協会の主管・後援の大会で使用出来るパドルグリップ形状は下記写真の形状をしたもののみ認める。

パドルサイズ

パドル全長：ブレード先端～グリップ先端まで＝105cm～130cm以内

ブレードサイズ＝IDBFのパドルゲージに収まるサイズのパドル及びJDBAが認めた形状のパドル。

グリップ・ブレード詳細

グリップ・ブレード詳細

グリップサイズ

横 100mm 奥 50mm 高さ 40mm

(このサイズ内に収まる形状)

シャフトの直径

25mm～35mm以内

ブレード全長

480mm (±0mm) 写真A～D

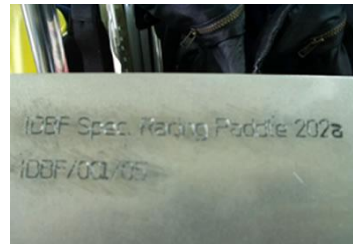
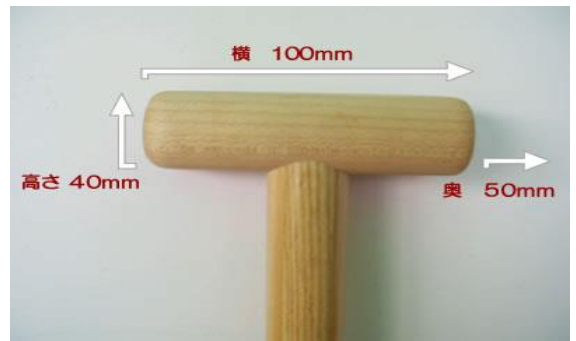
560mm (±0mm) 写真E

ブレード先端幅

180mm (±0mm)

JDBAパドル検定機材

IDBF・SPEC 202Aの公認パドル検定ゲージ



パドルシャフトへの加工

パドルシャフトへの滑り止めを目的とするノンスリップチューブの取り付け及びテーピングはシャフト直径を含む35mm以内で有れば可能です。

国際大会に関する項目

IDBFが主管する国際大会においては、パドルに上記写真に有る、SPEC 202Aの刻印又はシールにて表示されていればIDBF主管大会では、パドル検定は免除されます。

それ以外のパドルは大会会場にて、パドル検定を受けSPEC 202Aのパドルゲージを通過しなければ使用が認められません。



写真：(E)の形状をしたパドルに関して

JDBAでは今回、上記写真の(E)のパドルに関して公認は致しますが、IDBFの主管国際大会では認められない場合がありますのでご注意ください。但し、JDBAでもこの写真(E)のパドルで公認済みであっても2007年の更新では不可となります。

2007年度以降Eの形状のパドルは国際大会では使えません。

この形状のパドルはIDBFで1998年に公認されたパドルですが、2000年5月からは写真(A~D)のブレード形状のパドルに改訂されています。

変更箇所：ブレード全長：520mmが480mmへブレード幅が全体的に幅広均等型に変更

パドルに関するお問合せ 協会事務局 jdba.hq@nifty.com

2019年度 JDBA マイパドル検定基準

- 1) JDBA公認パドルは下記に規定するパドルのみを検定の上検定シールを交付する
IDBFパドル規定5・2Re f e r sにより使用出来るパドルはIDBF・202Aの承認シール承認刻印の有るのものに限りJDBA検定委員会は検定申請を受け付ける事とする。
それ以外の型式番号を持つパドルに関しては、(5) - b の除外規定に該当する以外の検定申請は受け付けない。
- 2) 公認をするパドルメーカー
IDBFが発表している公認パドルメーカーのパドルのみ使用を認める。
(但し、本邦で開催される大会に於いて、主催者が貸し出す主催者所有のパドルに関しては、この限りではない)
- 3) パドル形状、サイズに関して
パドルの形状・サイズに関しては、別途 公表するサイズ表に基づきJDBAが所有するIDBFが制作したパドルサイズ検定ゲージを通過出来るパドルのみを認める事とする。
(希に、IDBF 202Aの承認を取得しているパドルで有っても検定ゲージに入らないパドルが有るのでその場合には、検定委員会よりJDBA常務理事会に付託して検討する場合があります)
- 4) グリップに関する規定
IDBA202Aの規定にのっとり、横幅：100mm 奥行き：50mm 高さ：40mmの長方形の枠内に入る形状のグリップに関してのみを認める
(但し 突起形状等で第三者にケガ等を発生させる恐れのあるグリップは認めない)
- 5) 除外規定に関して
 - a) 2005年度・2006年度の検定終了のIDBF 202型のパドルに関してはJDBAも国際規格に準拠してJDBA公認期間の終了を持って更新は受理しない。
 - b) IDBF202A規格基準を満たしている、個人制作のパドルに関しては、事前に検定委員会にそのパドルを提出して使用承認 申請 及びパドル検定を受けを承認された場合に限り使用を認める場合も有る
(但しJDBAにて検定合格してもIDBF主管・主催大会及びJDBA主管・主催大会以外に於いては使用出来るか、否かの保証はしない)

2018年度 JDBA マイ・バチ (ドラムスティック) 規定

規定の趣旨：バチ (ドラムスティック) に関して昨今 各チームのドラマーが自分の使い易いものを用意するが、その反面 バチ (ドラムスティック) の形状等により、大会時に太鼓 (ドラム) の破損防止 及び 当事者 及び 第三者への事故防止を目的とする。

A) バチ (ドラムスティック) の規格基準

材質：木のみ (但し、割れ易い物・折れやすい木材は不可)

直径：直径25mm~35mm

長さ：380mm以下

先端：半径R15mm以上の半球体構造

後端：角が 無い曲線構造

塗色：赤色以外で滑らない塗料の使用は可能

安全対策：1) 丈夫な紐又はベルクロテープ等で腕にぶら下げることができ、尚かつ競技中に持ち手から離れて落下・飛翔等により第三者へ危害が及ばない構造を有するもの。

B) 先端・後端の構造補則

バチ (ドラムスティック) 先端・後端の形状に関しては、一切の鋭角を有する形状は認めない
先端から後端までの直径は、均一構造で無ければならない。

C) バチ (ドラムスティック) の表面加工

手に持つ箇所のみ、滑り止め加工は認める。

D) 検定申請について

上記の条件を有する、マイバチ (ドラムスティック) を使用しようとするドラマーは、大会当日に検定委員会が行う検定を受け、検定合格の場合には検定委員会より合格の証を付与する。

但し、検定に際しての検定料は発生しない。

E) 検定不合格について

検定委員会に提出された、マイバチ (ドラムスティック) に関して検定委員会より修正加工を指導された場合には、使用者の責により修正加工を施して再申請は認める事とする。

但し、使用者に寄って修正加工が出来ない場合には、検定委員会に修正加工を委託する事は出来るものとする。(但しその場合の修正加工に関してのクレーム等は一切受け付けない)

F) その他の規定

大会に出場するにあたり、検定委員会にて不適切なバチ (ドラムスティック) と判断された物は使用は出来ないのと 併せて検定を受けずに無検定にてバチ (ドラムスティック) を使用して大会に出場した場合には、JDBAの競技規定にのっとり大会競技委員会と協議の上で失格とする場合も有る。

又、そのバチ (ドラムスティック) を使用して、ドラムを破損させた場合には実費弁済請求をします。

上の内容を持って、JDBA2007年度 マイバチ (ドラムスティック) の検定基準とする。

施行開始：2007年2月4日

規定書発行：JDBA検定委員会

●反ドーピング規定

(目的)

第1条

日本ドラゴンボート協会(JDBA)は、国際ドラゴンボート連盟(IDBF)及びアジアドラゴンボート連盟(ADBF)と強調し、選手が競技力向上を目的とした薬物の一切の使用を禁止する。選手が薬物によって競技力の向上を図ることは、スポーツのフェアプレーの精神に反し、自己の身体を痛め、スポーツそのものを荒廃させる結果となる。倫理的にも健康面からも、薬物使用に本協会は反対し、この基本規則と精神を公認、非公認の大会を問わず、ドラゴンボート競技に参加する全選手に浸透させることを目的とする。

(適用)

第2条

日本ドラゴンボート協会(JDBA)は、国際ドラゴンボート連盟(IDBF)及びアジアドラゴンボート連盟(ADBF)と強調し、選手が競技力向上を目的とした薬物の一切の使用を禁止する。選手が薬物によって競技力の向上を図ることは、スポーツのフェアプレーの精神に反し、自己の身体を痛め、スポーツそのものを荒廃させる結果となる。倫理的にも健康面からも、薬物使用に本協会は反対し、この基本規則と精神を公認、非公認の大会を問わず、ドラゴンボート競技に参加する全選手に浸透させることを目的とする。

(実施)

第3条

医事委員会は、同委員長が統括し検査チームを編成、公的な資格を持つ検査機関に検査を依頼し、その結果を理事長に速やかに答申する。理事長はその結果に基づき、競技委員長、審判長、監査委員長を招集、その判定を速やかに決定し、当該選手のチーム代表に通告する。IDBF、ADBFの主管する大会においては、JDBAの報告に基づき、それぞれの連盟の代表が通告し、処分を行う。

(検査項目)

第4条

日本ドラゴンボート協会の医事委員会が行う薬物の検査対象は、IDBFの規程に基づき、以下の項目について行う。

興奮剤、筋力増強剤などの化学薬品

人口血液製剤及び自己の保存血液の再注射による強化

MASKING AGENT と呼ばれる、薬物使用検査を隠す目的で開発された薬物

その他、IOC(国際オリンピック委員会)、WADA(世界アンチドーピング機構)、JADA(日本アンチドーピング機構)の医事委員会が禁止する薬物

(処罰)

第5条

ドーピング検査の結果使用が明らかになった場合、IDBFの規定に準拠し、次の処罰を行う。処分は、使用した薬物の内容と状況によって判断される。

初めて違反した選手の場合：警告。その大会の以後の出場を禁止する場合もある。チームぐるみの違反が明らかになった時は、そのクルー全体を失格とし、以後のレース出場を禁止する。又、IDBFに報告し追加処分を求める。

再犯の場合：初めての違反行為の後、10年以内に再度薬物使用が認められた選手は、本協会の競技大会から永久追放とする。状況によっては、4年以上とする場合がある。永久追放の時は、当該の選手、チーム名を直ちにIDBF及びADBFに通告する。

(上訴)

第6条

日本ドラゴンボート協会の薬物検査による処分に不服な選手、チームは、IDBFに上訴を認める。その手続きはIDBFの指示による。又、スイス・ローザンヌのスポーツ仲裁裁判所への訴えも容認する。

(守秘義務)

第7条

日本ドラゴンボート協会関係者、関係医事チーム、検査対象の選手、チーム責任者は、この薬物検査の結果と処分に対し、守秘義務を負う。役員関係の違反者は役員資格を喪失し、選手、チームは日本ドラゴンボート協会の登記・登録を抹消する。この判断は、本協会の理事で決定する。

20

附則

この規程は2004年4月8日より実施する。

●会員規定

第1条 日本ドラゴンボート協会規約（以下「規約」という）第6条、第16条の規定に基づき、本協会の運営を円滑に行うため、必要な事項を次のとおり定める。

第2条 総会代議員 総会に参加できる登録団体会員の代表委員数は、下記によるものとする。

A団体会員の登録人員数により代表委員数を下記の通りとする。

15～40名1名が出席でき、一票の行使ができる。

41名以上 2名が出席でき、各一票の行使ができる。B団体会員

登録人数にかかわらず、1名が出席でき、一票の行使ができる。都道府県協会 3名が出席でき、各一票の行使ができる。個人会員 一票の行使ができる。但し、団体登録している場合は除く。終身会員一票の行使ができる。

第3条 年度登記登録料 規約第6条第1項に規定する会員の年度登記登録料を次のとおりとする。また、A団体会員の登録については以下の通り規定する。

1)A団体会員の年度登録料

A団体会員の年度登記登録料は、構成員数を15名以上とし、年額10,000円とする。但し、IDカード発行料として、構成員一名につき年額2,000円を徴収する。登記登録は、登録者名簿と構成員全員の顔写真(パスポートサイズ)2枚を添え申請を行う。登記登録者に「日本ドラゴンボート協会」の選手登録IDカードを発行する。選手登録IDカードの有効期限は、登記登録日に関係なくその年度のみとする。

2)B団体会員の年度登録料

年度登記登録料は、構成員数に関係なく、年額10,000円とする。

3)個人会員の年度登録料

年度登記登録料は、年額2,000円とし、IDカード発行料として年額2,000円を徴収する。個人会員登記登録時に、顔写真(パスポートサイズ)2枚を添え申請を行う。個人会員登記登録者に「日本ドラゴンボート協会」の選手登録IDカードを発行する。選手登録IDカードの有効期限は、登記登録日に関係なくその年度のみとする。

4)終身会員のIDカードは別途発行する。

第4条 競技会出場A団体会員チームのJDBA主管・主催大会への上場について下記の通り定める。出場申込書に、選手登録IDカードナンバーを記載し、乗艇の時には登録IDカードを提示し、招集員の確認を受けなければならない。出場申込時の参加者名簿に記載の無い者の乗艇は出来ない、但し、クルーメンバーに変更がある場合は、監督会議前及び、当日競技の開会式以前に大会競技本部に競技者変更届書を提出すること。

但し、入れ替えメンバーは、A団体会員の構成員としての登録者であり選手登録IDカードのナンバーが無くてはならない。また、当該競技会の中で変更が出来るのは1回だけである。

第5条 個人会員 個人会員とは、競技会運営専門技術者、学識経験者、協会運営の趣旨に賛同した個人で、理事会が承認した者で、団体登録している者は除く。

第6条 個人会員のレース出場 個人会員のみでクルーを編成して、大会に出場することができる。

第7条 エントリー数の制限 一つの登録団体会員から同一大会へのエントリー数は、1カテゴリー2チームまでとする。

第8条 招待レースへの上場資格 本協会からIDカードを発行されている者だけが、IDBF並びにADBFが管轄する海外の選手権レースへの上場資格を持つ。

第9条 罰則 本協会に所属する登録団体会員、若しくは、その一部構成員や個人会員が、JDBAの総則・規程・規則・細則に違反した場合は、口頭による注意、文書による注意、退場処分、資格停止、除名等の処分を科せられることがある。また、この罰則は、団体に対する場合や、構成員個人に対する場合、また、両方に科せられることもある。

第10条 大会役員の受託 本協会登録の会員は、競技会等の運営に、本協会より競技会役員として依頼された時は、役員を受諾しなければならない。第11条 付則 1) 2002年9月20日より発効。2) 2007年3月25日総会で一部改訂。

JDBA審判員資格認定細則

(第4条改定)

2018年6月2日改定・施行

(同日JDBA理事会承認済、同年7月14日理事会再確認済)

(一般社団法人)日本ドラゴンボート協会

審判委員会

本細則及び付属フォームは、(一般社団法人)日本ドラゴンボート協会公認の審判員資格認定についての詳細を定めたものであり、2016年10月1日に全都道府県ドラゴンボート協会代表者及び関係役員、ならびに日本ドラゴンボート協会全理事及び専門委員会委員長宛に再配布済みの「C級審判員 資格マニュアル」のうち、「資料0」～「資料4」及び「フォーム1」～「フォーム4」は本細則と付属フォームに置き換わるものとする。

第1条 C級審判員資格認定にかかわる統一基準

1. C級審判員資格認定基準

(1) 都道府県協会の実施する「C級審判員認定講習会」を受講し、同じく、都道府県協会の実施する「C級審判員認定試験」に合格した者に都道府県協会が認定する。

(2) 講習会にはJDBA審判委員会監修の「都道府県ドラゴンボート協会公認 C級審判員認定講習会用

テキスト」(最新版)を用いる。(内容は基本的な事柄に限定)

(3) 各都道府県協会間で認定基準に格差が出ないように、認定試験にはJDBA審判委員会監修の「都道府県ドラゴンボート協会公認C級審判員認定試験問題」(最新版)を用いる。受験者は上記の講習会用テキストを参照しながら解答してもよい。

(4) 試験の所要時間は1時間以内とし、全30問中、25問以上の正解で合格とする。

(5) 受験者が解答用紙を提出後、その提出された解答に受験者や都道府県協会/日本協会関係者が

手を加える等の行為を行った場合、不正受験とし、受験者は失格とする。

2. 新規認定者リストのJDBAへの提出

(1) 「(①フォーム C1) C級審判員 新規認定者リスト」に必要事項を記入のうえ、JDBA審判委員会に

提出のこと。

(2) フォーム記入上の注意

(①フォーム C1)の記入は、誤判読防止のため、手書きは不可。必ずタイプすること。

第2条 B級審判員資格認定にかかわる統一基準

1. B級審判員資格認定基準

(1) C級審判員資格認定後満1年以上経過し、その間に3大会以上において「審判員」として参加経験

を有し、JDBA審判委員会が適切と判断した者にB級審判員資格を認定する。

(2) この「審判員経験」には選手としての参加経験は含めない。

(3) B級審判員への昇級認定は、下記「2. C級審判員資格からB級審判員資格への昇級申請手続き」

に定める都道府県協会からの申請に基づき、JDBA審判委員会が書類審査をもって行う。審査の結果、適格と判断した場合には、申請日をもって昇級認定日とする。

(4) 昇級認定講習会及び昇級認定試験は行わない。

JDBA審判委員会起草・監修・配布NK

2. C級審判員資格からB級審判員資格への昇級申請手続き
(1) 昇級申請対象者の所属する都道府県協会が、以下のフォームに必要事項を記入のうえ、JDBA審判委員会に昇級申請すること。

- I. 「(② フォーム B1) B級審判員資格への昇級申請対象者リスト」
 - II. 「(③ フォーム B2) C級審判員 大会参加記録」
- (2) フォーム記入上の注意
- I. 「(③ フォームB2)「B級審判員 大会参加記録」作成に当たっては、審判手帳の「大会参加記録」、あるいは、JDBAや都道府県協会の大会ごとの競技役員配置等の実績を参照のこと。
 - II. (② フォーム B1)及び(③ フォーム B2)の記入は、誤判読防止のため、手書きは不可。必ずタイプすること。

第3条 A級審判員資格認定にかかわる統一基準

- 1. A級審判員資格認定基準と昇級申請手続き
- 1.-1 B級審判員資格からA級審判員資格への「通常昇級」の場合
- (1) B級審判員資格認定後満2年以上経過し、その間に5大会以上において「審判員」として参加経験を有し、JDBA審判委員会が適格と判断した者にA級審判員資格を認定する。
- (2) この「審判員経験」には選手としての参加経験は含めない。
- (3) A級審判員資格への通常昇級認定は、昇級申請対象者の所属する都道府県からの申請に基づき、JDBA審判委員会書類審査をもって行う。審査の結果適格と判断した場合申請日をもって昇級認定日とする。

(4) JDBA審判委員会への昇級申請に要するフォームは以下の通り:

- I. 「(④ フォーム A1) A級審判員資格への昇級申請対象者リスト」
 - II. 「(⑤ フォーム A2) B級審判員 大会参加記録」
- (5) フォーム記入上の注意
- I. 「(⑤ フォームA2)「B級審判員 大会参加記録」作成に当たっては、審判手帳の「大会参加記録」、あるいは、JDBAや都道府県協会の大会ごとの競技役員配置等の実績を参照のこと。
 - II. (④ フォーム A1)及び(⑤ フォーム A2)の記入は、誤判読防止のため、手書きは不可。必ずタイプすること。

- (6) 昇級認定講習会及び昇級認定試験は行わない。
- 1.-2 C級審判員資格からA級審判員資格への「特別昇級」の場合
- I. 「第5条 審判員資格の特別昇級」に定める通り。
- 1.-3 B級審判員資格からA級審判員資格への「特別昇級」の場合
- I. 「第5条 審判員資格の特別昇級」に定める通り。
- 1.-4 B級審判員資格からA級審判員資格への「特例経過措置による昇級」の場合
- I. 「第6条 審判員資格の特例経過措置による昇級」に定める通り。

第4条 上級審判員資格認定にかかわる統一基準 (2018年6月2日付改定)

1. 上級審判員資格認定基準と昇級申請手続き
- 1-1 A級審判員資格から上級審判員資格への「通常昇級」の場合
- (1) 以下の条件をすべて満たし、且つ、JDBA審判委員会が適切と判断した者に、上級審判員資格を認定する。
 - I. A級審判員資格認定後満2年以上経過していること。
 - II. A級審判員資格認定後、昇級申請前の直近5年間に、5大会以上において「審判員」として参加経験を有すること。
この「5大会以上」にはIII. に定める3大会参加経験数を含める。
 - III. 昇級申請前の直近5年間に、3大会(日本選手権大会、東京ドラゴンボート大会、KIX国際交流ドラゴンボート大会)のいずれかに4回以上「審判員」として参加経験を有すること。
- (2) この「審判員経験」には選手としての参加経験は含めない。
- (3) 上級審判員への「通常昇級」認定は、昇級申請対象者の所属する都道府県からの申請に基づき、JDBA審判委員会が書類審査をもって行う。審査の結果適格と判断した場合、申請日をもって昇級認定日とする。
- (4) JDBA審判委員会への申請に要するフォームおよび書類は以下の通り:
 - I. 「(⑥ フォーム 上1) 上級審判員資格への昇級申請対象者リスト」
 - II. 「(⑦ フォーム 上2) A級審判員 大会参加記録」
- III. 審判員としての大会参加を裏付ける書類として、審判手帳の「大会参加記録」のコピー又はJDBAあるいは、都道府県協会作成の大会ごとの競技役員配置表(実績)のコピー
- (5) フォーム記入上の注意
 - I. 「(⑦ フォーム 上2) 「A級審判員 大会参加記録」作成に当たっては、審判手帳の「大会参加記録」、あるいは、JDBAや都道府県協会作成の大会ごとの競技役員配置等の実績を参照のこと。
 - II. (⑥ フォーム 上1) 及び(⑦ フォーム 上2)の記入は、誤判読防止のため、手書きは不可。必ずタイプすること。
- (6) 昇級認定講習会及び昇級認定試験は行わない。
 - 1-2 B級審判員資格から上級審判員資格への「特例経過措置による昇級」の場合
 - I. 「第6条 審判員資格の特例経過措置による昇級」に定める通り。
 - 1-3 A級審判員資格から上級審判員資格への「特例経過措置による昇級」の場合
 - I. 「第6条 審判員資格の特例経過措置による昇級」に定める通り。
 2. A級審判員資格への降格及び降格後の上級審判員資格への再昇級
 - 2-1 A級審判員資格への降格
 - I. 上級審判員資格認定後5年間に3大会への審判員としての参加がない場合は、上級審判員資格からA級審判員資格に降格する。
 - 2-2 A級審判員資格への降格後の上級審判員資格への再昇級
 - (1) 以下の条件をすべて満たし、且つ、JDBA審判委員会が適切と判断した者に、上級審判員資格への

JDBA審判委員会起草・監修・配布NK

再昇級を認定する。

I. A級審判員資格への降格後、再昇級申請前の直近5年間に、5大会以上においてA級審判員として参加経験を有すること。

この「5大会以上」にはIII. に定める3大会参加経験数を含める。

II. A級審判員資格への降格後、再昇級申請前の直近5年間に、3大会(日本選手権大会、東京ドラゴンボート大会、KIX国際交流ドラゴンボート大会)のいずれかに4回以上A級審判員としての参加経験を有すること。

III. その他の認定条件は、第4条 1. 1.1 (2)~(6)を適用する。

第5条 審判員資格の「特別昇級」

1. C級審判員資格からA級審判員資格への「特別昇級」

(1) 「特別昇級」認定基準

JDBA審判員資格C級を現に保持する者が、下記の要件((1-1)または(1-2)のいずれか)を満たし、

JDBA審判委員長が適切と認めた場合、「特別昇級」として、JDBA審判員資格A級に認定する。

(1-1) 「特別昇級」申請時現在、直近の連続する過去10年間以上、毎年JDBAまたは都道府県協会が主管する大会に役員として参加した実績があり、且つ、対象者の属する都道府県協会の会長又は理事長、又はJDBA理事長又は事務局長が所定の特別昇級推薦状(⑧フォーム特昇CA1)を発行すること。

(1-2) IDBF国際審判員資格GRADE1以上の資格を現に保持しており、且つ、B級資格への昇級要件(即ち、C級審判員に認定後満1年以上経過し、その間に3大会以上C級審判員を経験し、JDBA審判委員会が適切と認めること)を満たしたとの認定を受けていること。

(2) 「特別昇級」申請手続き

(2-1) 上記(1-1)の場合(都道府県協会会長/理事長、又はJDBA理事長/事務局長からの推薦):

I. 「特別昇級」申請対象者の属する都道府県協会の会長又は理事長、又はJDBA理事長又は事務局長が以下のフォームに必要事項を記入のうえ、JDBA審判委員長に提出すること。

II. 都道府県協会あるいはJDBA事務局からJDBA審判委員会への申請に基づき、最終決裁権者であるJDBA審判委員長が認定する。

III. 申請に要するフォーム:

「⑧ フォーム 特昇CA1) C級審判員資格からA級審判員資格への特別昇級推薦状」

(2-2) 上記(1-2)の場合 (IDBF国際審判員資格保持者):

I. 都道府県協会からJDBA審判委員会への申請に基づき、JDBA国際委員長と確認の上、JDBA審判委員長が認定する。

II. 申請に要するフォーム:

「(⑨ フォーム 特昇CA2) C級審判員資格からA級審判員資格への特別昇級

申請対象者リスト」(国際審判員資格保持者用)

2. B級審判員資格からA級審判員資格への特別昇級

JDBA審判委員会起草・監修・配布NK

(1) 「特別昇級」認定基準

JDBA審判員資格B級を現に保有する者が、下記の要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲすべてを満たし、JDBA審判委員長が適切と認めた場合、「特別昇級」として、JDBA審判員資格A級に認定する。

- Ⅰ. B級資格を現に保持していること
- Ⅱ. IDBF国際審判資格GRADE1以上の資格を取得認定されること
- Ⅲ. JDBA審判委員長が「特別昇級」を適切と認めること。

(2) 「特別昇級」申請手続き

Ⅰ. 都道府県協会又はJDBA理事会からJDBA審判委員会への申請に基づき、JDBA国際委員長と確認の上、JDBA審判委員長が認定する。

Ⅱ. 申請に要するフォーム:

「(⑩ フォームBA1)B級審判員資格からA級審判員資格への特別昇級申請対象者リスト(国際審判員資格保持者用)

(参考) 第3条 1. (1) B級資格からA級資格への通常の昇級要件は「B級資格認定後2年以上経過し、その間に5大会以上のB級審判員を経験すること」)

3. 「特別昇級」適用対象者

(1) 「特別昇級」はJDBAの審判員制度を基本とするので、「特別昇級」の適用を受けるには最低でもC級審判員資格取得を義務付ける。よって、JDBA審判員資格を保持しない者には「特別昇級」は適用されない。

(2) 2008年に初めて実施されたIDBF国際審判員資格(GRADE 1)認定では、一部のJDBA A級審判員

が対象に含まれていたが、特にこれらのA級審判員に特別昇級は適用されていない。

その認定基準との整合性から、JDBA A級審判員には特別昇級は適用されない。

第6条 審判員資格の「特例経過措置による昇級」

審判員資格昇級にかかわる細則・手続き・フォーム等の未整備により生じた資格昇級上の不利益から、昇級対象となるべき審判員資格者を救済するための措置として、また、組織として、将来にわたって昇級認定の管理及び職務上の負担が過剰になるのを防止するために、以下の通り特例経過措置を設ける。

1. B級資格からA級資格への「特例経過措置による昇級」

(1) 現に保有するB級審判員資格の認定日が2014年2月20日または2014年4月4日の者(本細則制定

日である2017年4月3日現在で、B級資格認定日から2年以上、4年未満経過)には、特例経過措置

として2017年4月3日付でA級審判員に昇級認定する。

2. B級資格から上級資格への「特例経過措置による昇級」

(1) 現に保有するB級審判員資格の認定日が2012年6月15日または2012年12月4日の者(本細則制定

日である2017年4月3日現在で、B級資格認定日から4年以上経過)には、特例経過措置として、

2017年4月3日付で上級審判員に昇級認定する。

3. A級資格から上級資格への「特例経過措置による昇級」

(1) 現に保有するA級審判員資格の認定日が2008年、2013年5月15日、または2014年2月24日の者

(本細則制定日である2017年4月3日現在で、A級資格認定日より2年以上経過)には、特例経過

措置として、2017年4月3日付で上級審判員に昇級認定する。

4. 「特例経過措置」適用対象となる審判員の「現に保有するB級審判員資格の認定日」及び「現に保有する

A級審判員資格の認定日」とは、JDBA HP掲載の審判資格者リスト(2016年12月10日改定)に記載の

「国内審判 現資格取得年」を指す。

JDBA審判委員会起草・監修・配布NK

5. 「特例経過措置による昇級」認定手続きは、上記1.～4.を基準にして、JDBA審判委員会が行い、HPに反映させる。

6. 「特例経過措置による昇級」に限り、審判員としての過去の大会参加回数は不問とする。

7. 以下に該当する者には通常の昇級規定を適用し、「特例経過措置による昇級」は適用しない。

(1) 2016年7月10日以降のA級資格認定者(2017年4月3日現在で2年経過していないため)

(2) 2015年7月21日以降のB級資格認定者(2017年4月3日現在で2年経過していないため)

(3) C級資格認定者(B級への昇級認定基準が既に存在するため)

第7条 審判員資格の有効期間とはく奪

審判員資格の有効期間は特に定めない。但し、JDBA理事会・審判委員会は、以下の理由により審判員資格を過半数の採決をもってはく奪することができる:

(1) 審判員資格保持者に公序良俗に反する行為があった場合。

(2) 正当な理由なしに審判義務を果たさない場合。

(3) 競技規則に則り大会運営が公平・円滑に行う能力が欠如している、あるいは、審判に当たり、冷静かつ公正な判定が行えないと判断した場合。

第8条 審判員の定義

本細則でいう「審判員」とは、広義に解釈し、下記の役職(呼称は限定しない)を遂行する者を指す:

運営委員長、競技委員長、上訴審判、審判長、総務部員、水路審判員、安全委員、招集員、配艇員、

用器具員、発艇員、決勝審判員、100^{メートル}審判員、警戒艇員、ウォーターマン、舵取り委員、

その他大会の企画・運営に必要な職務

改定履歴等

2010年8月31日 「都道府県協会によるC級審判員認定に係る統一基準」制定

2013年4月3日改定 「C級審判員資格マニュアル(資料1～資料8及びフォーム1～フォーム3)」制定

2014年2月5日改定 (JDBA審判員資格の特別昇級)

2015年5月30日改定 (JDBA審判員資格の特別昇級)

2017年4月3日改定 「審判員資格認定細則」とその「付属フォーム」制定

2018年6月2日改定 (第4条 上級審判員資格認定にかかわる統一基準及び

⑦付属フォーム上2 A級審判員 大会参加記録)

●謝金・旅費支給に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本ドラゴンボート協会(以下「JDBA」という)が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 JDBA登録の競技役員を、この規定による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる競技会)

第3条 謝金の対象となる競技会は、JDBAが主催または後援、主管する国内大会で、理事会または事務局長が必要であると判断した競技会とする。
また、理事会または事務局長が必要と判断する会合及び理事会もその対象とする。

(競技会出席謝金の単価)

第4条 1. 競技会出席の単価は、1日当り4,000円(1日8時間)とする。
2. 理事長または事務局長は、必要に応じて、前項の競技会出席謝金の単価を増額、または減額することができる。
3. 理事の過半数の合意があった場合は、同条1項の謝金の単価を増額、減額することができる。

(交通費及び宿泊費の実費の支給)

第5条 1. 第2条に定める謝金対象者には、第4条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。
2. 海外大会への競技役員のパ遣に関しては、IDBF主催の世界選手権、ADBFF主催のアジア選手権に限り、10万円(日本円)を上限として実費支給する。

(改正)

この規定の改正は理事会にて行う。

(雑則)

この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附則

この規定は、2018年12月15日より運用開始する。